

警備に関する業務仕様書

1 件名

沖縄県衛生環境研究所における警備に関する業務

2 特記事項

当該仕様に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第1項第2号に基づき長期継続契約とし、当該業務契約期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

3 業務概要

- (1) 沖縄県衛生環境研究所（以下、「当所」）における警備は、機械警備設備にてシステムを構築すること。
- (2) 盗難及びその他の不良行為の防止、早期発見、被害の拡大防止ができる防犯監視システムとすること。
- (3) 火災以上を確認した場合は、緊急対応を行い、被害の拡大防止ができる火災監視システムとすること。
- (4) 設備異常受信時には、必要に応じて当所職員へ通報できる設備監視システムとすること。
- (5) 停電時には、予備電池で30分以上は給電可能な機能を有すること。また、当所の自家発電機からの電源と接続し、予備電池がなくなった後も機械警備が継続できること。
- (6) 共用区画部及び個別の区画部分（9箇所）で区画し、それぞれカードリーダーによる警備開始及び解除できるシステムとすること。

4 管理業務委託時間帯

機械警備時間帯

ア 火災監視システム及び設備監視システムは24時間監視とする。

イ ア以外にあっては各区間部の警備開始時から解除までとする。

ウ 機械警備の範囲

別添の機械警備設備明細のとおりとする。

5 物件機器構成内訳

機械警備設備 1式

(内訳)

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 警備コントローラー本体 | 1台 |
| (2) カードリーダー | 10台 |
| (3) 人感センサー | 15台 |
| (4) 画像センサー | 11台 |
| (5) 窓及び扉の開閉センサー | 261台 |

- (6) スピーカー 10台
- (7) 設備監視用端子 3台
- (8) その他機械警備に付帯する一切に関わるもの

※以上、調達・搬入・据付・調整等を含む

6 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件という。」）は、本仕様書に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は当所が必要とする最低限の要求要件を示しており、機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、業者決定の対象から除外する。

7 その他

- (1) 機械警備据付調整については令和8年4月10日までに完了させること。
- (2) 搬入・据付・配線・調整等に要する全ての費用は本業務に含むものとする。

8 性能・機能に関する条件

共通事項（一般事項）

機械警備設備機器類は、本仕様によるほか、製造者の標準とする。

- (1) 警備コントローラー本体 1台

予備電池は本体に内蔵し、停電時30分以上給電可能な機能を有すること。

当所の自家発電機からの電源と接続し、予備電池がなくなった後も機械警備が継続できる機能を有すること。

当所のインターネット回線を使用し警備する他、障害が発生した場合には独自のバックアップ回線を使用し警備を継続できる機能を有すること。

- (2) カードリーダー 10台

共用区画部及び個別の区画部分（9箇所）の警備開始及び解除はワイヤレス IC カードとすること。

- (3) 人感センサー 15台

設置する箇所によって広角範囲を監視できるもの7台、直線範囲を監視できるもの8台とし、それぞれ赤外線によるセンサーとすること。

- (4) 画像センサー 11台

特にセキュリティーが必要な場所には画像撮影機能付きの赤外線によるセンサーとすること。画像は警備会社にて確認できるものとする。

- (5) 窓及び扉の開閉センサー 261台
指定する窓及び扉の感知できるものとする。
- (6) スピーカー 10台
異常を感知した際に警備会社から通報できるものとする。
- (7) 設備監視用端子 3台
冷凍・冷蔵庫等の温度表示の設備異常を監視できること。
- (8) その他機械警備に付帯する一切に関わるもの

9 性能・機能以外に関する要件
設置条件等

(1) 設置場所

設置場所は別添の機械警備設備明細のとおりであるが、詳細は当所担当者と協議の上、適切な場所へ設置すること。(同明細は落札業者へ後で提供)

(2) 設置完了時期

令和8年4月10日までに全ての作業を完了させること。なお、警備業務用機械装置が設置されるまでの間は、業務受託業者の責任において機械警備に代わる人的警備(夜間巡回、常駐等)を実施するものとする。

(3) 機器据付、配線、調整等

本業務の範囲には、機械警備設備機器類据付調整、配線工事を含むものとする。

機器・納入完了後提出すべき書類等

1) 完成図面 各2部

※長期保管に耐えるように装丁を行うこと。

2) 提出先 沖縄県衛生環境研究所

3) 完成図面の内容

- ・ 機器配置図
- ・ 各種試験成績書
- ・ 諸手続書類(写)
- ・ 中継方式図
- ・ 取扱説明書
- ・ 作業写真(1式)

総合調整試験

総合調整試験を行うものとする。

その他

- ア. 装置の搬入、据付、配線、調整等において、建物及び物品を損傷、破損等の損害を与えたときは、建物においては原状回復し、物品においては弁償するものとする。
- イ. 装置の搬入、据付、配線、調整等において、本仕様諸によることが困難又は不都合な場合及び疑義がある場合は当所担当者と協議するものとする。
- ウ. 新規電源等の設置を行う場合は請負者が行うものとする。
- エ. 機器の修理、物品補給等については速やかに対処すること。
- オ. 業務内容及び業務上知り得た事項について、当所の承諾なく公表したり、貸与したりしてはならない。

1 0 操作研修

引渡しの際、当所職員に対し操作方法の説明を行うこと。日程については、当所の担当者と協議の上決定すること。

1 1 損害賠償責任

乙の故意または重大な過失により、甲、第三者及び工作物その他備品に損害を与えた場合は、乙の責任において損害相当額を賠償すること。

1 2 業務の引き継ぎ

受託業務の解除または終了に伴い次期業務受託者が決定されたときは、受託者の責任により次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、甲が必要と認める期間において良心的に受託業務の引き継ぎをもれなく行うとともに必要な資料等をすべて提供するものとする。

1 3 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲と乙がその都度、協議の上、決定するものとする。